

おおがわら商品券取扱店募集要領

本募集要領は、「おおがわら商品券発行事業取扱店・換金等業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という）に基づき、おおがわら商品券（以下「商品券」という）を取扱うことができる事業所（以下「取扱店」という）の募集を実施するものであり、募集要領に定めのない事項については、実施要項を準用する。

1. 実施主体・発行者

大河原町

2. 事業名称

おおがわら商品券発行事業

3. 対象者

令和2年10月1日（木）現在、大河原町住民基本台帳に記録されている住所を有する世帯主。ただし、令和2年10月2日から12月31日までに転入し、新たに大河原住民基本台帳に登録された世帯主世帯主を含む、約1万世帯に無償で配布する。

4. 発行する商品券の内容

(1) 商品券額面

1世帯に500円券を20枚配布。額面1万円分の商品券

(2) 発行枚数・額

約20万枚発行。発行額約1億円

(3) 商品券内容

1万円分の商品券のうち使用できる範囲は次のとおり。

① A券 地元店舗等でのみ使用可（500円券×12枚、6,000円分）

② B券 地元店舗等及び大規模な店舗で使用可（500円券×8枚、4,000円分）

※ 大規模な店舗はB券のみの使用となる。A券は使用できない

(4) 取扱店

① 大河原町内の事業所。

② 商品券を取扱うことを希望する登録申請を行った事業者。

(5) 店舗区分

① 地元店舗等とは、町内に店舗や事業所を有する売場面積が500㎡未満の小

売店舗、その他業種の店舗をいう。

② 大規模な店舗とは、町内に売場面積が 500 m²以上の小売店舗をいう。

5. 取扱店の募集受付期間

令和2年9月1日（火） ～ 令和2年9月30日（水）

ただし、募集受付期間終了後もおおがわら商品券（以下「商品券」という。）の利用期間内であれば取扱店の登録ができるものとする。

6. 商品券の利用期間

令和2年11月1日（日） ～ 令和3年2月28日（日）

7. 商品券の使用等

(1) 商品券取扱店においてのみ、使用期間内に限り使用できるもの。

(2) 商品券による購入後の返品はできない。

(3) 商品券の交換、譲渡、転売は禁じる。

(4) 商品券に使用においてのつり銭は支払わない。

(5) 盗難、紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者等事業実施者は責を負わない。

(6) 商品券の利用対象とならないものは次のとおり。

① 商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの

② たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

③ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）

④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

⑤ 出資や債券の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）

⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ

⑦ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い

⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係る支払

⑨ 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

⑩ その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

- (7) 商品券は、交付された世帯主又はその代理人もしくは世帯を一にする者に限り使用することができる。ただし、交付対象者の世帯主が商品券の交付を受けた後に死亡した場合にあっては、新たにその者に代わって世帯主になった者又はその代理人がその商品券を使用することができる。

8. 取扱商品券の換金手続等

取扱店は、特定取引により受け取った商品券（以下「取扱商品券」という。）を換金しようとするときは、次に掲げる手続により商工会に請求するものとする。

(1) 商品券の取り扱い

取扱店は、お客様が購入又はサービス等を受けるために持ち込まれた商品券（額面500円：大河原町発行）については、当該価格で取り扱う。

(2) 請求方法

取扱店で回収された「商品券」については、毎月末日（土日の場合は前日）を交換のための締切日とし、取扱商品券（裏面に取扱店のゴム印を押印したものを）を商工会へ持参し、請求するものとする。

ただし、2月分については、3月4日（木）を締切日とする。（最終日）

- (3) 取扱店が持参した商品券は、商工会で審査の上、毎月10日に取扱店の指定口座へ振込むものとする。

（最終振込：3月4日（木）締切日、3月10日（水）振込。（最終日））

- (4) 振込手数料は商工会の負担とする。

9. 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所は、「商品券取扱店・申込書」及び「商品券代金振込先の指定口座申込書」を大河原町商工会に提出するものとする。

（9月1日（火）から9月30日（水））

- (2) 大河原町商工会は、承認した事業所に対し取扱店であることの資材（ポスター等）を商工会窓口で配布する。（10月26日（月）・27日（火））

10. 登録取扱店の周知

- (1) 対象者への商品券送付時に、発送時点での取扱店の一覧を同封

(2) 大河原町及び商工会のホームページに掲載

(3) その他

1 1. 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。

1 2. 紛失等の責務

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

1 3. 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは、速やかに大河原町商工会に届け出るものとする。